

# 2022年度事業報告

(2022年4月1日～2023年3月31日)

## 2022年度事業報告

### 1. 概況

2022年度の診療報酬改定では、機能別の病院の姿が明確にされました。2025年改革シナリオのスタート以来、「施設から地域へ、医療から介護へ」のスローガンをもとに、地域医療構想と地域包括ケアの実現の施策がすすめられている情勢のもとで私たちは医療介護活動を行ってきました。

一方で、国内情勢に眼を向けると、岸田内閣が閣議決定した安全保障の3文書を前提に、敵基地攻撃能力の保有と軍事力強化のための防衛費を5年間で43兆円（現行1.6倍）に大幅増額するため、その裏付けとする防衛財源確保法案が衆議院本会議で審議入りしました。税外収入で得た資金で新たに「防衛力強化資金」を創設することを盛り込んでいますが、岸田首相は不足する財源確保には防衛増税が必要という考えを強調しています。また、政府は防衛費増額の財源のために、国立病院機構と地域医療機能推進機構の積立金を前倒しで国庫返納させる特措法を審議予定です。これは国や自治体の要請に応え奮闘してきた医療現場に対する暴挙であり、許されるものではありません。ロシアのウクライナ侵攻から1年以上が経過し、軍事的対応では平和を守ることができないことを学びました。平和憲法を守り抜く運動に旺盛に取り組むことが求められています。

### 2. 医療・介護をめぐる情勢について

新自由主義にもとづく規制緩和や、非正規雇用の拡大により格差と貧困が広がり、成長しない国、賃金のあがらない国がつくられてきました。このような状況のもと、昨年10月から後期高齢者の一部窓口負担2倍化が実施されました。全国保険医団体連合会が行った調査（n=6397人）結果から、経済的理由で医療機関の受診を控えた人が全世代の2割に及び、重い医療費が医療へのアクセスを困難にしている実態が浮かび上がりました。「全世代型社会保障」の名のもとに、社会保障費の増加が財政悪化の原因であると高齢者の給付の見直しをすすめるとし、世代間対立をすすめています。

新型コロナウイルス感染対応は4年目を迎え、5月から新しい対応に準拠した取り組みが求められています。医療現場が新型コロナ感染症に向かい合うためには、人的体制と資金が必要です。そしてゾーニングや隔離のための空間、診療には時間も費やし、様々な物資も必要です。政府は第8波当時と比べ1.6倍に相当する約8200の全入院医療機関で入院受け入れの目標を掲げています。病床確保料半減の方針が出されたことからコロナ病床の削減・廃止にかじを切る病院も出てくる中で、今後の感染拡大への対応はじめ、医療費の自己負担がもたらす受診控えへの影響も非常に危惧されます。医療にアクセスできずに命を落とすことのないよう今やるべきは感染状況や医療・介護現場の実情を把握し医療提供体制をどうするのかを示すなど政治の責任を果た

すことです。引き続き公費負担の継続を強く求めていく必要があります。

### 3. 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染とのたたかきも 3 年目を迎え、感染対策レベルは格段に進歩しました。クラスター発生時にも全職種で感染対策基準に沿った対応を実践しました。各事業所では感染管理認定看護師（ICN）の指導を受け、各事業所管理部、感染対策委員会を中心に基準に沿った対応が進みました。甲府共立病院は 8 月から重点医療機関になり、ICN はじめ対策本部会議等で問題・課題を検討・解決、院内の各職種、職場の協力を得て病床運営を行いました。ICN への相談環境と適宜ラウンドで精度の高い感染対策を実施し、疑似症患者対応で培ってきた経験、コロナ病床関連の院内感染を発生していないことが働く職員の自信とやりがいにつながっています。

県連や山梨勤医協の感染対策本部会議では厚労省の指針の改定を受け、基準の見直し等を行い法人内の事業所が統一して取り組めるようにしました。2022 年診療報酬改定は、新型コロナウイルス感染拡大により感染防止対策の取り組みや地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策の取り組みを更に推進する観点から感染対策向上加算に変更となり 3 病院 4 医科診は山梨県立中央病院または山梨厚生病院と連携をとり学習会等に参加しながら質の向上に努めました。

### 4. 北杜市看護小規模多機能型居宅介護開設について

北杜市から第 8 期介護保険事業計画での看多機建設が打診され、県連からの今期での取得の意義を踏まえた検討が呼びかけられ議論を重ねてきました。「①これからますます在宅医療が重視される中で、今後の武川診療所の展開、発展を支える上でも在宅生活の限界点を高めていける看多機を武川地域で展開することはとても重要である、②地域と共に歩んできた歴史的経過もふまえ、勤医協が看多機の設置主体として取り組むことで、住み慣れた地域で元気な時から最期まで、医療だけではない生活までをしっかりと支えられる民医連事業所として引き続き武川地域に貢献していける、③勤医協が一体的に管理運営することで勤医協の経営基盤を強化し、医療と介護の好循環により経営にも貢献できる」とし、地域密着事業をまちづくりの拠点として共同組織や県連内他法人とも力を合わせて、武川ブロックで私たちのめざす無差別平等の地域包括ケア、まちづくりの実践に取り組むこととしました。

受療権を守る取り組みとしての無料低額診療患者と生活保護患者の総患者数に対する割合は 6.8%となり前年より 0.1 ポイント増加しました。事業所別では、甲府 10.2%、巨摩 3.8%、石和 11.1%、甲府診 6.6%、武川診 1.6%、御坂診 2.2%、竜王診 5.5%、歯科センター4.0%、武川歯科 1.3%、御坂歯科 1.4%、巨摩歯科 0.8%でした。

後継者確保では、2022 年度新入職員数は下記の通りでした。

医師 6 名、歯科医師 2 名、看護師 33 名、社会福祉士 3 名、臨床工学技士 1 名、臨床検査技師 3 名、理学療法士 5 名、作業療法士 3 名、言語聴覚士 1 名、管理栄養士 1 名、調理師 1 名、歯科技工士 1 名、介護支援専門員 2 名、事務員 7 名 合計 69 名

友の会会員は 14,685 世帯、394 世帯拡大し、退会が 1,011 世帯です。「いつでも元気」誌は 106 増部、142 部の減で 1,106 部となりました。会員数の減少傾向は継続していますが、班会を 248 回開催し、1,891 名が参加しました。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、班会は 25 回、参加者は 30 名増加しました。

## 2. 組織の概況

### ①社員総会の決議

第9回定時社員総会		重要な議事・決議事項	
2022年6月25日開催		①2021年度事業報告の承認	
総数 291 名		②2021年度決算報告及び2021年度監査報告の承認	
内議決権のある社員数237名		③2022年度役員報酬の限度額の承認	
出席者	本人	50名	④2022年度借入金限度額の承認
	委任	23名	⑤名誉会員推薦の承認
	書面	87名	⑥役員（理事・監事）の選任
合計		160名	⑦山梨勤医者中長期計画の基本方針の確定

### ②組織図

後述

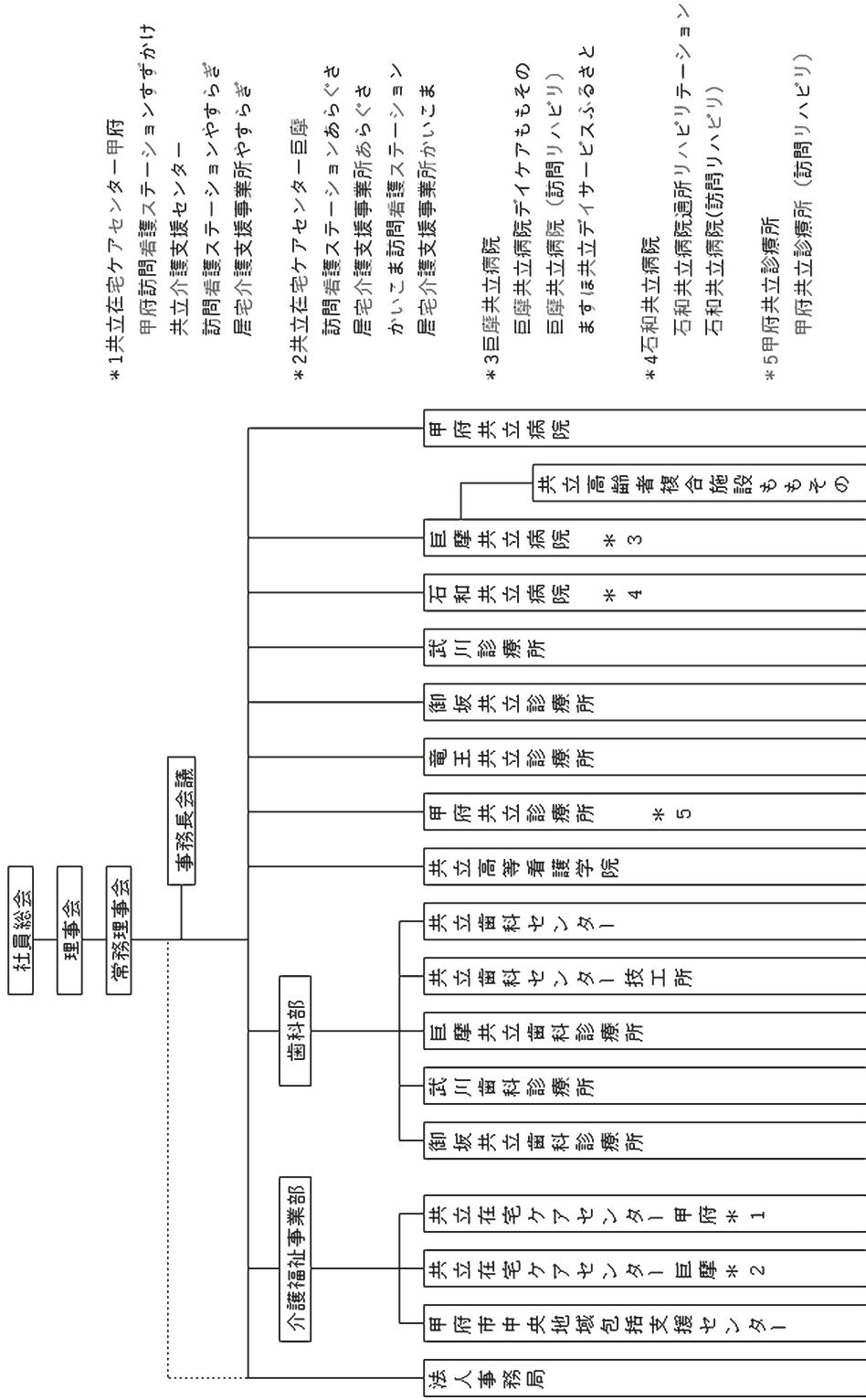
### ③施設数の推移(2022. 3. 31 現在)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
病院	3	3	3	3	3
有床診療所	0	0	0	0	0
無床診療所	5	4	4	4	4
歯科診療所	4	4	4	4	4
歯科技工所	1	1	1	1	1
在宅ケアセンター	5	3	2	2	2
（居宅介護支援事業所）	5	5	4	4	4
（訪問看護ステーション）	6	6	4	4	4
（ヘルパーステーション）	2	2	0	0	0
（介護輸送）	1	1	0	0	0
（福祉用具販売・レンタル）	0	0	0	0	0
包括支援センター	1	1	1	1	1
高齢者施設	1	1	1	1	1
看護学院	1	1	1	1	1

④社員・共同組織の状況(2023. 3. 31 現在)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
会員(人)	275	271	283	291	290
内訳 正会員	233	223	232	237	236
内訳 名誉会員	42	48	51	54	54
友の会員(世帯)	17,036	16,544	15,923	15,367	14,685
班数	153	135	136	140	138

⑤組織図(2023. 3. 31 現在)



⑥施設の状況(2023. 3. 31 現在)

施設名	所在地	摘要
山梨勤労者医療協会 (法人事務局)	甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル7階	1955/6/1 創立
甲府共立病院	甲府市宝1-9-1	1961/7/1開設
巨摩共立病院	南アルプス市桃園340	1965/11/1開設
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	1971/5/25開設
武川診療所	北杜市武川町牧の原1371	1959/7/1開設
御坂共立診療所	笛吹市御坂町八千蔵538-1	1976/9/1開設
竜王共立診療所	甲斐市富竹新田231-1	1993/7/ 1 開設
甲府共立診療所	甲府市宝1-10-5	2005/12/26開設
共立歯科センター	甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル	1974/5/1開設
共立歯科センター技工所	甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル	2014/9/1開設
巨摩共立歯科診療所	南アルプス市桃園340-1	2014/10/1開設
御坂共立歯科診療所	笛吹市御坂町八千蔵535-1	1986/3/17開設
武川歯科診療所	北杜市武川町牧の原1371	1986/4/1開設
甲府市中央地域包括支援センター	甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル4階	2006/4/ 1 開設
共立在宅ケアセンター甲府	甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル4階	1997/5/1開設
共立在宅ケアセンター巨摩	南アルプス市桃園377-2	1996/12/1開設
共立在宅ケアセンター甲府(竜王)	甲斐市富竹新田401-4	1999/10/1開設
共立在宅ケアセンター巨摩(武川)	北杜市武川町牧の原1371	1999/4/ 1 開設
共立高齢者複合施設ももその	南アルプス市桃園379	2011/11/2開設
共立高等看護学院	甲府市飯田3-1-35	1974/2/27許可



⑦役員 の 状 況 (2022. 3. 31 現 在)

第 9 回 定 期 社 員 総 会

任 期 : 2022 年 6 月 26 日 選 出 ~ 2023 年 6 月 の 第 1 0 回 定 期 社 員 総 会 まで

No.	登 記	役 職	氏 名	役 職 等
1	代 表 理 事	理 事 長	深 沢 眞 吾	巨 摩 共 立 病 院 院 長
2	代 表 理 事	副 理 事 長	平 田 理	山 梨 民 医 連 会 長、 甲 府 共 立 病 院 心 臓 血 管 外 科 科 長
3	理 事	専 務 理 事	内 田 芳 枝	法 人 事 務 局 事 務 局 長
4	理 事	常 務 理 事	太 田 昭 生	石 和 共 立 病 院 院 長
5	理 事	常 務 理 事	小 沼 誠 司	法 人 事 務 局 労 務 部 長
6	理 事	常 務 理 事	車 谷 純 平	石 和 共 立 病 院 事 務 長
7	理 事	常 務 理 事	河 野 智 彦	甲 府 共 立 病 院 事 務 長
8	理 事	常 務 理 事	小 西 利 幸	甲 府 共 立 病 院 院 長
9	理 事	常 務 理 事	権 田 布 美 江	法 人 介 護 福 祉 事 業 部 長
10	理 事	常 務 理 事	榑 原 啓 太	歯 科 部 長
11	理 事	常 務 理 事	佐 藤 琢 也	山 梨 民 医 連 医 師 委 員 長、 甲 府 共 立 病 院 副 院 長
12	理 事	常 務 理 事	佐 藤 陸 紀	法 人 事 務 局 経 理 部 長
13	理 事	常 務 理 事	関 本 義 彦	法 人 事 務 局 総 務 部 長
14	理 事	常 務 理 事	穂 坂 富 士 美	巨 摩 共 立 病 院 事 務 長
15	理 事	常 務 理 事	堀 忍	法 人 事 務 局 看 護 部 長
16	理 事	常 務 理 事	望 月 富 士 穂	甲 府 共 立 病 院 総 看 護 師 長
17	理 事	理 事	穴 水 俊 一	元 南 アル プ ス 市 議 会 議 員
18	理 事	理 事	有 泉 一 夫	や ま な し 勤 労 者 福 祉 会 事 務 局 次 長
19	理 事	理 事	伊 東 仁 香	甲 府 共 立 診 療 所 小 児 リ ハ 室 長
20	理 事	理 事	大 塩 千 恵 子	社 会 福 祉 法 人 共 立 福 祉 会 理 事 長
21	理 事	理 事	小 川 賢 二	巨 摩 共 立 病 院 検 査 室 長
22	理 事	理 事	梶 原 祐 治	元 山 梨 勤 労 者 医 療 協 会 専 務 理 事
23	理 事	理 事	熊 谷 太 一	共 立 歯 科 セ ン タ ー 事 務 長
24	理 事	理 事	清 水 文 江	元 山 梨 勤 労 者 医 療 協 会 介 護 福 祉 部 長
25	理 事	理 事	角 野 加 世 子	巨 摩 共 立 病 院 総 看 護 師 長
26	理 事	理 事	高 山 理 恵	共 立 在 宅 ケ ア セ ン タ ー 巨 摩 セ ン タ ー 長
27	理 事	理 事	谷 口 和 男	甲 斐 市 議 会 議 員
28	理 事	理 事	内 藤 恵 一	竜 王 共 立 診 療 所 所 長、 共 立 高 等 看 護 学 院 院 長
29	理 事	理 事	長 島 真 理 子	共 立 在 宅 ケ ア セ ン タ ー 甲 府 セ ン タ ー 長
30	理 事	理 事	花 輪 啓 子	共 立 介 護 福 祉 セ ン タ ー い け だ 統 括 セ ン タ ー 長
31	理 事	理 事	早 川 秀 志	甲 府 共 立 病 院 副 院 長
32	理 事	理 事	樋 口 武 仁	や ま な し 勤 労 者 福 祉 会 理 事
33	理 事	理 事	鞠 子 陽 子	甲 府 共 立 病 院 副 事 務 長
34	理 事	理 事	丸 山 寛	甲 府 健 康 友 の 会 副 会 長
35	理 事	理 事	水 上 さ つ き	石 和 共 立 病 院 総 看 護 師 長
36	理 事	理 事	村 松 裕 子	甲 府 共 立 病 院 総 看 護 師 長
37	理 事	理 事	望 月 優	山 梨 健 康 友 の 会 会 長
38	理 事	理 事	山 田 駒 平	元 山 梨 勤 労 者 医 療 協 会 専 務 理 事
39	理 事	理 事	横 森 美 佐 江	元 石 和 共 立 病 院 総 看 護 師 長
1	監 事	監 事	千 葉 里 美	元 巨 摩 共 立 病 院 事 務 長
2	監 事	監 事	山 田 龍 矢	前 山 梨 医 療 福 祉 事 業 協 同 組 合 理 事 長
3	監 事	監 事	渡 辺 ち づ 子	元 あ す な ろ 石 和 薬 局 長

⑧会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の氏名：公認会計士共同事務所協働 田中淑寛 千葉啓
- (2) 報酬等の額：8,320 千円
- (3) 賠償責任の限度額：10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額

⑨職員の状況(2023.3.31現在)

1. 正職員の状況

職 種	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
医 師	69.0	69.0	67.2	67.5	74.2	71.0	
歯科医師	10.0	12.3	10.7	13.0	13.8	14.6	
薬剤師	11.3	12.0	12.0	11.2	13.0	13.0	
マッサージ師	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
保健師	15.7	15.2	14.1	15.0	13.2	13.0	
助産師	18.0	15.4	15.0	14.5	15.0	17.0	
看護師	368.1	365.3	366.3	354.0	355.6	362.9	
准看護師	10.8	9.0	9.0	6.0	6.0	6.0	
看護補助・CW	4.2	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	
介護福祉士	39.3	40.8	42.9	38.2	36.5	35.8	
歯科衛生士	21.0	21.0	21.0	22.0	21.1	19.0	
診療放射線技師	18.8	18.0	18.0	18.0	18.0	17.8	
臨床検査技師	35.8	34.1	37.0	35.8	36.0	38.0	
臨床工学技士	16.5	18.6	17.0	17.8	17.9	16.2	
検査技術員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
視能訓練士	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
歯科技工士	10.0	9.7	10.0	9.3	7.0	7.0	
作業療法士	61.2	62.8	65.0	62.8	60.9	62.8	
理学療法士	68.0	67.3	70.0	74.8	72.8	73.6	
言語聴覚士	20.3	20.2	20.0	20.0	19.1	18.9	
リハビリ技術員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
栄養士	17.0	18.0	19.0	18.5	18.0	17.9	
調理師	11.3	12.0	13.0	12.0	14.0	14.0	
調理員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
事務員	126.9	129.1	130.2	134.7	136.1	134.2	
S E	3.0	3.0	3.0	2.3	2.0	2.0	
運転士	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
施設技術員	3.0	3.0	3.0	2.7	2.0	2.0	
MSW	21.8	19.0	17.7	16.1	17.9	21.9	
臨床心理士	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
看護教務	9.0	8.5	7.7	7.0	7.7	10.0	
保育士	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
保 清	0.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
在 籍 合 計	993.8	990.3	995.7	979.0	984.8	995.6	
在 籍 合 計	(993.8)	(990.3)	(995.7)	(979.8)	(984.8)	(995.6)	
稼 動 合 計	933.4	939.2	943.7	923.8	917.6	936.7	
全職員	平均年齢	40.05	39.09	39.08	39.11	39.11	39.20
	// 勤続年数	15.02	14.06	14.03	14.00	13.66	13.82
医師	平均年齢	44.01	47.02	47.01	47.03	46.40	44.64
	// 勤続年数	18.03	18.01	17.10	16.10	17.23	16.40
医師除	平均年齢	40.01	39.01	39.00	39.03	38.50	38.76
く職員	// 勤続年数	14.11	14.02	13.11	13.09	13.34	13.61

※ 年齢・勤続年数は各年度末時点の集計。

※ 定年後常勤医師は正職員に集計する。

2. 臨時・パート職員の状況  
臨時職員換算人数

職 種	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
医 師	6.9	6.8	7.9	7.2	7.0	8.7
歯科医師	2.4	2.5	1.0	1.0	0.3	0.9
薬剤師	0.4	0.4	1.0	2.0	2.0	1.0
マッサージ師	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
保健師	1.0	2.4	2.2	3.2	5.0	4.4
助産師	2.6	4.3	4.7	4.6	4.0	3.5
看護師	69.8	70.7	71.3	68.2	71.7	64.8
准看護師	21.0	20.9	19.5	18.2	17.3	16.7
看護補助・CW	61.8	59.3	58.8	47.5	45.7	46.2
介護福祉士	38.5	37.1	34.5	32.8	27.7	26.5
歯科衛生士	7.7	7.8	7.2	7.4	9.4	12.2
診療放射線技師	2.6	3.0	3.3	3.6	3.1	2.9
臨床検査技師	4.7	6.8	5.3	5.0	4.9	4.7
臨床工学技士	0.9	0.0	1.2	1.2	0.9	0.9
検査技術員	0.9	1.1	0.4	0.3	0.4	0.4
視能訓練士	0.4	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7
歯科技工士	1.0	2.0	0.8	2.0	3.8	4.9
作業療法士	1.5	1.5	2.4	2.6	4.0	6.4
理学療法士	0.1	0.8	1.0	1.0	1.2	2.7
言語聴覚士	2.5	2.1	2.2	3.5	3.7	3.3
リハビリ技術員	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8
栄養士	4.2	3.5	1.8	1.8	2.6	0.8
調理師	4.0	2.9	3.0	4.1	3.1	4.8
調理員	2.1	1.8	2.0	1.9	1.8	0.9
事務員	64.1	66.5	68.9	63.3	61.9	60.1
S E	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
運転士	3.6	3.5	4.1	3.8	4.0	3.8
施設技術員	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
MSW	1.3	1.3	2.0	1.4	1.9	1.4
臨床心理士	0.0	0.0	0.0	0.4	0.6	0.9
看護教務	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保育士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保 清	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
その他	0.8	0.9	0.9	0.9	0.0	0.9
合 計	309.3	313.3	310.6	292.3	291.5	288.9

- ※ 臨時職員に関して、正職員に換算した人数にて集計する。
- ※ 集計方法は正職員と同様。
- ※ 定年後非常勤医師は臨時職員に集計する。

### 3、事業の概要

#### (1) 患者・利用者の状況

2022年度の外来診療日数は281日で前年度より+1日でした。外来患者件数は214,487件で目標比98.6%、前年比102.2%でした。外来実日数は313,403日で目標比96.6%、前年比101.2%でした。外来患者件数及び外来実日数とも目標比は未達でしたが、前年比は超過しました。外来日当点は1,301点で目標比101.8%、前年比102.1%でした。

入院患者件数は11,216件で目標比86.3%、前年比98.4%でした。入院実日数は168,929日で目標比97.5%、前年比101.2%でした。入院日当点は3,992点で目標比97.5%、前年比101.7%でした。病床利用率は協会合計86.8%であり、甲府共立病院83.1%、巨摩共立病院89.8%、石和共立病院92.0%でした。

ケアプラン数は10,017件で目標比100.8%、前年比100.9%でした。目標と前年、目標比、前年比ともに超過達成しました。

医療保険での訪問看護は件数1,489件で目標比105.2%、前年比103.0%でした。総訪問回数は11,424回で目標比110.7%、前年比107.0%となりました。総訪問回数は目標と前年ともに、目標比、前年比ともに超過達成しました。

介護保険での訪問看護は件数4,057件で目標比91.7%、前年比93.3%でした。総訪問回数は19,106回で目標比91.3%、前年比91.8%となりました。総訪問回数とも目標と前年、目標比、前年比ともに及びませんでした。

#### 入院

項目/年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
患者件数	人	12,247	12,138	11,475	11,394	11,216
延患者数	人	172,283	172,958	162,112	166,945	168,929
日当円	点	3,786	3,915	3,886	3,927	3,992
1日当り患者数	人	472	473	444	457	463
病床利用率(%)	甲府	94.4	88.3	82.5	85.8	83.1
	巨摩	91.8	93.6	82.1	85.0	89.8
	石和	89.9	93.8	87.7	87.3	92.8

#### 外来

項目/年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
患者件数	人	228,944	225,453	199,407	209,941	214,487
延患者数	人	344,700	336,274	298,943	309,815	313,403
日当円	点	1,152	1,196	1,249	1,274	1,301
1日当り患者数	人	1,235	1,197	1,067	1,106	1,115

#### 介護保険

項目/年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ケアプラン数		11,876	11,955	10,156	9,926	10,017
訪問看護(医療)	件数	1,790	1,739	1,388	1,445	1,489
	回数	15,183	14,074	10,332	10,677	11,424
訪問看護(介護)	件数	5,693	5,884	4,477	4,341	4,057
	回数	28,635	29,809	22,229	20,823	19,106

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

公益社団法人山梨勤労者医療協会  
理事会 御中

協働公認会計士共同事務所  
東京都新宿区

公認会計士 千葉啓

公認会計士 田中淑寛



### <財務諸表等監査>

#### 監査意見

私たちは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団法人山梨勤労者医療協会の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

## 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## <財産目録に対する意見>

### 財産目録に対する監査意見

私たちは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益社団法人山梨勤労者医療協会の 2023 年 3 月 31 日現在の 2022 年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私たちは、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠

しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

#### 財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

#### 利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 2022年度山梨勤労者医療協会監事監査報告書

監事 千葉 里美  
渡辺ちづ子  
山田 龍矢

私たち監事は、定款及び監事監査規定にもとづき、公益社団法人山梨勤労者医療協会の2022年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果について以下のとおり報告します。

### I. 監査方法の概要

理事会その他重要な会議に出席するほか、全事業所へ出向いて業務の執行状況を調査しました。また協会の理事、役職者等から事業の報告を聴取し、重要な書類の回付を受けて、2023年5月31日に協会法人事務局において財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。また、会計監査人「協働公認会計士共同事務所」の監査(2023年5月15日、16日)にも同席し会計監査人からの報告ならびに説明を受けました。

### II. 監査の結果

#### 1. 業務監査の結果

協会の業務については法令、協会定款及び協会の事業計画に基づき適正に執行されていることを認めます。

#### 2. 会計監査の結果

- ①事業報告は協会の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②財務諸表等は一般に公正妥当と認められる会計の基準並びに公益法人会計基準に準拠して作成されており、協会の2023年3月31日現在の財政状態など重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ③決算報告書は2022年度決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ④会計監査人「協働公認会計士共同事務所」の監査方法及び結果は相当であると認めます。

### III 監事の意見

コロナ禍3年目の中、介護・福祉分野との連携強化に一段と努力されました。また、病棟の特性に応じた病床運用に努め、ベットコントロールされました。無料低額診療の活用と普及には努力をされています。その結果は事業収益及び経常利益とも前期より増加しています。全社員、全役職員の奮闘でコロナ補助金を多く勝ち取りました。役職員、友の会員をはじめとした多くの方々のご協力の成果です。

ただし今期はコロナ禍のなかでの活動となり、本業の事業では予算未達となりました。本業での予算達成に向けて、さらなる奮闘を期待します。

以上